

令和2年度「京^{みやこ}の生きもの生息調査」広報等業務 仕様書

1 業務名

令和2年度「京の生きもの生息調査」広報等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的・内容

本市では、自然環境の現状把握を目的として、令和元年度から「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」の3種を指標種とした、市内全域の自然環境調査「京の生きもの生息調査」を実施しており、令和2年度は指標種を新たに1～2種加え（全4～5種）、同様の調査を実施する（調査期間は令和2年4月下旬から11月末までを予定）。

なお、本調査は、市民が自ら指標種を発見し、生息状況のデータを報告^{※1}することにより、地域の自然や生きものへの関心を高めるとともに、生きものと人の暮らしのつながりを考えるきっかけづくりとすることも目的としている。

本調査の目的を踏まえ、より多くの市民に参加いただき、指標種の生息状況に関するデータを収集する必要があることから、広く参加を呼び掛けるための広報を実施する。

調査結果については、調査レポートとして取りまとめ、ホームページ上で公表し、周知する。

※1 京都市生物多様性総合情報サイト「京・生きものミュージアム」内の報告フォーム又は紙の調査報告票により報告

3 委託内容

(1) 広報業務

本調査への参加者1,000人（延べ人数）を目標に、「京の生きもの生息調査」に係る広報を行う。

ア ポスター及びチラシの作成

本調査を周知するためのポスター及びチラシを作成し、以下の部数を印刷すること。

種類	印刷部数
ポスター	550部 ^{※2} 以上
チラシ	10,000部 ^{※2} 以上

※2 本市関連施設（470箇所）において配布するのに要する部数。

イ 指標種の解説コンテンツの作成及び周知

ツバメ等の各指標種について、見分け方や見つけ方、生態等を簡単にまとめた解説コンテンツを作成すること（ホームページ上で公開予定）。

「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」については、令和元年度調査で作成した「京の生きもの生息調査手引書」を参考に内容を検討すること。

新たに追加する指標種の解説内容は、本市担当職員と協議のうえ、決定すること。

また、多くの市民に解説コンテンツを周知するための効果的な方法を提案し、実施すること。

ウ その他広報活動

上記以外の方法で、自社の強みや独自の発想を生かした効果的な広報を提案し実施すること。ツバメは春～夏に子育てをする、ハグロトンボは7、8月に多く見られる

など、指標種の生態を踏まえた効果的な広報活動とするため、少なくとも春季、夏季の2回、広報活動を実施すること。

また、より多くの市民の参加が得られるよう、参加者にインセンティブを与える等、参加を促す仕組みが考えられる場合は提案すること。

＜参考1＞令和2年度事業における本市からの周知予定

- ・市民しんぶん5月号（5月1日発行：市内約65万部作成）において周知する。
- ・区役所、小学校等本市関連の約470施設において、本事業で作成するポスター、チラシを配布する。

＜参考2＞令和元年度「京の生きもの生息調査」

<http://ikimono-museum.com/report/2019/>

(2) 調査レポート（市民向け）の作成

本調査の結果を取りまとめた「調査レポート」のデザインを作成すること。

調査レポートには、市民から報告された各指標種の生息場所を落とした地図を掲載すること。（各指標種の生息場所の位置情報（緯度・経度）は本市から提供する。）

その他掲載内容については、本市担当職員と協議のうえ、決定すること。

また、調査レポートは市民向けに公表するものであるため、簡潔で分かりやすいものとする。

4 成果物の提出

本業務の成果物の電子データ（編集可能な形式を含む。）をCD-Rの電子媒体に収録し、提出すること。

5 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

6 その他留意事項

- (1) 業務の進行に当たっては、常に本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 協議を行った際は、協議結果の概要を記した書面をその都度本市に提出すること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。この際に発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (5) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (6) 本業務の成果品である電子データの提出に際しては、PDF形式及び作成に用いた全てのファイル形式（WORD、EXCEL、イラストレータ、jpegデータ等）について、電磁記録媒体（CD-R）に収録すること。
- (7) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。